

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

当市の総人口は 47,761 人(令和 7 年 2 月 1 日現在)。うち年少(0～14 歳)人口 3,770 人(7.9%)、生産年齢(15～64 歳)人口 26,004 人(54.4%)、高齢者(65 歳以上)人口 17,987 人(37.7%)となっている。

年齢別人口構成は、男女ともに「団塊の世代」を含む 65～74 歳の人口が多く、この層より上の世代は正三角形の人口構成になっており、この層より下の世代は逆三角形になっていることから少子化の影響が見られる。

産業別就業者の推移は、近年第 3 次産業の就業者が大半を占めているものの、平成 17 年をピークに減少傾向にあり、平成 12 年以降、サービス業が増加している一方、製造業、卸売・小売業、建設業は一貫して減少している。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備の導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 7 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)が年平均 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項で規定する先端設備等の全て(ただし、下記 3 (2) で定める対象業種・事業に係るものに限る。)とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、山武市内全

域とする。

(2) 対象業種・事業

広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

ただし、売電を目的とした太陽光発電事業をはじめとする再生可能エネルギー発電事業に関しては、その性質から市内の日常的な雇用に結びつくことが少なく、市内への産業集積等の経済波及効果も希薄であるため、本計画において対象とする業種・事業から除く。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。
- ・市税を滞納している者は対象としない。
- ・先端設備等導入計画を認定した者の進捗状況についての調査を実施する場合がある。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。